

平成 27 年 1 月 13 日  
危機管理室

## 土砂災害に係る避難準備情報等について

### 1 経緯

昨今の局地的大雨による土砂災害の状況を踏まえ、平成 25 年度の地域防災計画（風水害編）の見直しにおいて、土砂災害警戒情報などを考慮し、避難準備情報を発令することとした。

また、昨年 4 月に国から新たなガイドラインが示され、本市としても、より具体的な発令基準や対象地域を定め、市民に対する避難の迅速な呼びかけを行うこととする。

### 2 土砂災害危険箇所等

土砂災害の種類は、崖崩れ、土石流及び地すべりがあり、土砂災害危険箇所は、崖崩れについては傾斜角度 30 度以上、高さ 5 m 以上、土石流については勾配 3 度以上など、市内に 994 箇所あり、その内、135 箇所（平成 26 年 4 月 1 日現在）が、土砂災害防止法により土砂災害警戒区域として宮城県知事から指定されています。

なお、土砂災害危険箇所以外の場所においても、土砂災害の発生リスクは否定できません。

### 3 避難情報等の種別

避難準備情報	災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。 お年寄りや身体の不自由な方は避難を開始する目安です。
避難勧告	災害が発生するおそれがあるため、避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。※
避難指示	災害の危険が目の前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。直ちに避難して下さい。※ 勧告よりも拘束力が強く、避難のために立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為です。

※土砂災害の多くは木造一階で被災しています。降雨などでどうしても避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（例えば、がけから離れた部屋や二階など）に避難します。

### 4 発令基準及び対象地域

これまで、土砂災害に係る前兆現象（斜面の亀裂や山鳴り、小規模ながけ崩れなど）を確認した場合に、避難勧告を発令することとしていました。

今後は、宮城県土砂災害警戒情報システム（県土砂システム）を活用した、より具体的な基準により、土砂災害発生危険度が高まった地域に対し、早めに「避難準備情報」を発令します。また、危険度がさらに高まった場合や前兆現象等を確認した場合は、「避難勧告」を発令します。

※土砂災害発生危険度・・・時間雨量及び土壌水分量の実況・予測を用いて、県土砂システムの 5 キロメッシュ毎に示されます。

避難準備情報	避難勧告	避難指示
<p>[発令基準]            県土砂システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生危険度が高まることが予測された場合</p> <p>[対象地域]            土砂災害危険箇所に関する町丁目（小字）単位の地域</p>	<p>[発令基準]            県土砂システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生危険度がさらに高まることが予測された場合</p> <p>[対象地域]            土砂災害危険箇所に関する町丁目（小字）単位の地域</p> <hr/> <p>[発令基準]            前兆現象を確認した場合</p> <p>[対象地域]            当該地域</p>	<p>[発令基準]            避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <p>[対象地域]            当該地域</p>

## 5 避難準備情報発令に伴う対応

### ① 避難所の開設準備

土砂災害危険箇所の近傍の指定避難所において、施設管理者及び避難所担当課が開設準備を行います。

### ② 市民への広報

避難勧告等を発令する際には、対象となる地域と開設する避難所を伝達いたします。

- ・ 緊急速報メールによる情報発信
- ・ マスコミー斉 FAX、Lアラート（公共情報コモンズ）を通じたテレビ、ラジオ等からの情報提供
- ・ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、ホームページを活用した情報提供
- ・ 自主防災組織会長等に対する居住者への情報伝達の協力要請
- ・ 消防車両及び広報車両による関係地区への巡回広報

## 6 市民への周知

以下の方法により、該当地域の居住者等への周知を行っています。

- ・ 市政だより平成 26 年 9 月号に土砂災害の危険性や避難勧告等の内容について掲載
- ・ 平成 26 年 9 月 8 日より各区役所等にて土砂災害ハザードマップを配布  
 （市ホームページ「土砂ハザードマップを作りました」及び「せんだいくらしのマップ」等からも閲覧可能）
- ・ 土砂災害危険箇所の近傍の町内会長等に土砂災害ハザードマップを配布し、回覧を依頼
- ・ 町内会研修会等で説明を行うほか、個別の説明会については、土砂災害の危険性や住宅の状況に応じて順次実施